

尾張北部地域(第 1 小ブロック)
循環型社会形成推進地域計画
(第 2 期)

犬山市

江南市

大口町

扶桑町

江南丹羽環境管理組合

尾張北部環境組合

令和 4 年 1 月 5 日 作成

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 -----	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標 -----	4
3	施策の内容 -----	8
4	計画のフォローアップと事後評価 -----	18

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

- ◇ 対象市町村名：犬山市、江南市、大口町、扶桑町
 - ◇ 面積：129.90km²
 - ◇ 人口：232,446人（令和3年3月31日現在）
- （内訳）

市 町 村 名	犬山市	江南市	大口町	扶桑町
面積（km ² ）	74.90	30.20	13.61	11.19
人口（人）	73,268	99,948	24,310	34,920

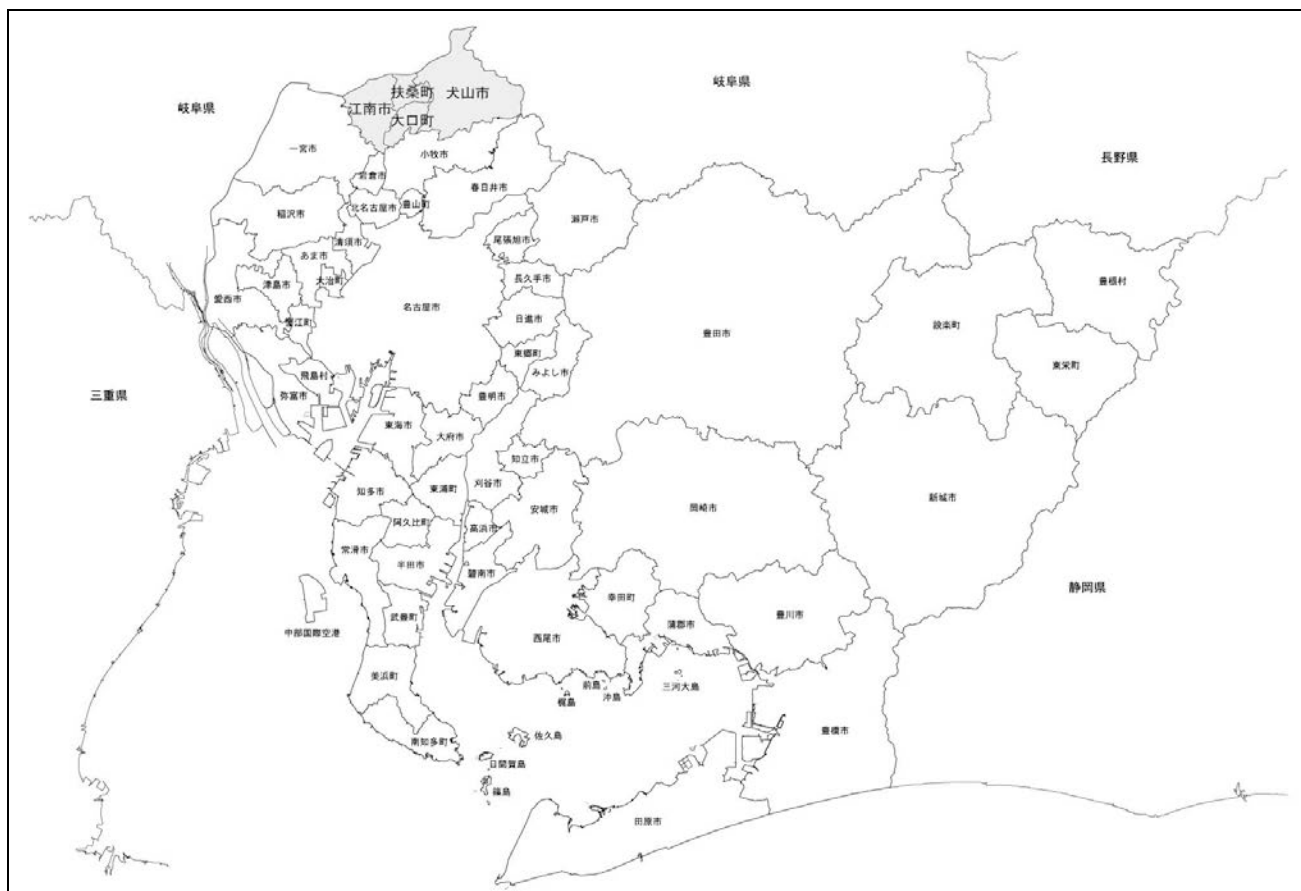


図 1-1 対象地域図（着色部分）

別添 1 に関係施設の概要を記載

(2) 計画期間

本計画は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 6 年間を計画期間とし、目標年度を令和 10 年度とします。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直します。

(3) 基本的な方向

尾張北部地域は名古屋市の北方約 20 km 圏内に位置し、公共交通機関等の交通利便性も良いため、ベッドタウンとして都市化が進み、工場等の立地も多い地域となっています。将来的な人口の減少により、生活系ごみの排出量の減少が見込まれています。

本地域では、犬山市、江南市、大口町、扶桑町及び江南丹羽環境管理組合がそれぞれ策定する一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量と資源の有効活用を図り、循環型社会の形成を目指しています。ごみ処理のうち、可燃ごみ等の焼却処理などの中間処理については、犬山市が管理する都市美化センター及び江南市、大口町、扶桑町で構成する江南丹羽環境管理組合が管理する環境美化センターで処理を行っております。

現在の 2 つの焼却処理施設については、設備の補修工事を行うなど適切な維持管理を行い、処理を行っていますが、施設の供用開始より 30 年以上が経過し、老朽化が進んでいるため、施設の更新が必要な状況です。施設の更新にあたっては、平成 21 年 3 月に愛知県が策定した「第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」に基づいて広域化を実施し、施設の統合を図ることとしております。また、粗大ごみ処理施設についても、上記 2 施設に併設されており、焼却処理施設と併せて広域化・集約化を行うこととしております。

また、広域による事業の実施主体として、平成 29 年 4 月 1 日に犬山市、江南市、大口町及び扶桑町の 2 市 2 町で構成する尾張北部環境組合を設立しました。

今後も発生抑制・再使用を推進するとともに、新たな焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設については、本地域における循環型社会の構築に適した処理システムの実現を目指します。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るため、平成 9 年 5 月、国は各都道府県へごみ処理広域化を推進する旨を通知し、これを受けて愛知県において、平成 10 年 10 月に愛知県ごみ焼却処理広域化計画が策定されました。この計画の中で、焼却能力 100t/日以上を基準として、県内を 24 ブロックに、また焼却能力 300t/日以上を基準として、県内を 13 ブロックに区割りを行い、市町村は、ブロック毎に広域化ブロック会議を設置し、ブロック内におけるごみ処理の広域化を具体的に推進するための広域化実施計画策定し、300t/日以上全連続炉への集約化を目指すこととされました。この中で、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の 4 市 2 町は、尾張北部地域と位置づけられ、将来的に焼却処理施設を集約することが示されました。

これに基づき、4 市 2 町において新施設の候補地の選定を進めましたが、最終的に候補地を確保することができませんでした。そこで、愛知県との協議、検討を踏まえ、4 市 2 町の広域化ブロックの枠組みを維持しながら、将来計画として 4 市 2 町での広域化は行うが、当面第 1 小ブロック(犬山市・江南市・大口町・扶桑町の 2 市 2 町)と第 2 小ブロック(小牧市・岩倉市の 2 市)に分け、それぞれで新しいごみ処理施設の建設を行うものとししました。

なお、このことは、平成 21 年 3 月に見直しが行われた第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画にも位置づけられています。

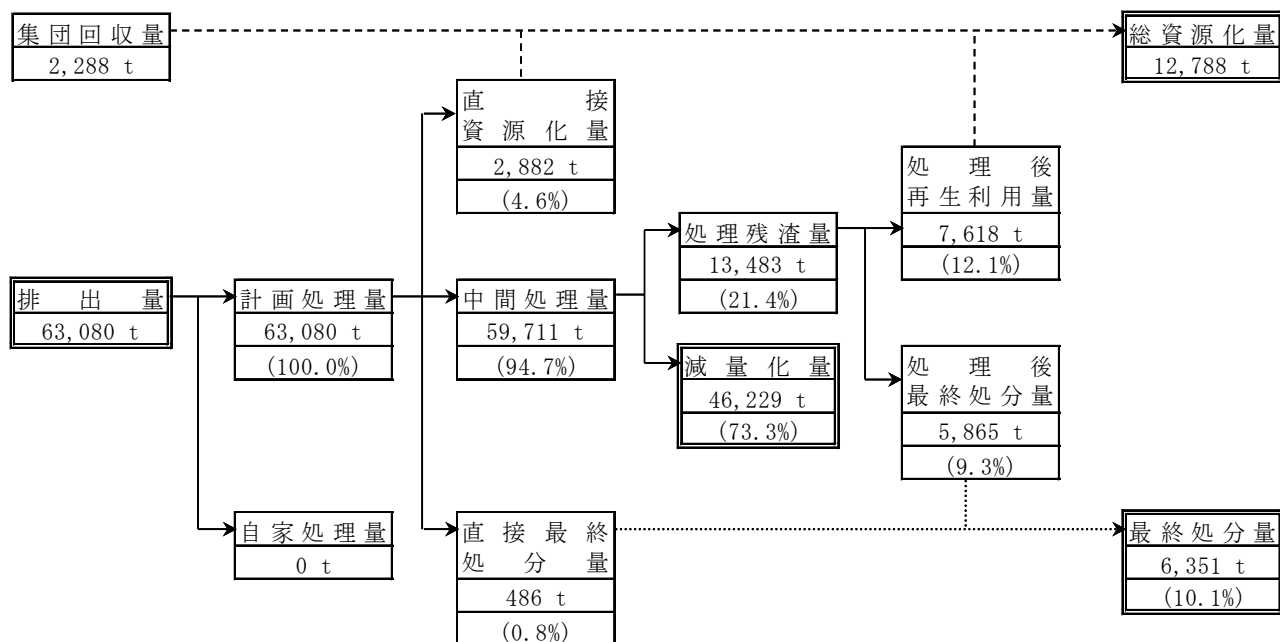
このような経緯で発足した尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第 1 小ブロック会議は、平成 21 年 6 月に、「尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第 1 小ブロックごみ処理広域化実施計画」の策定を行いました。また、平成 28 年 7 月に災害廃棄物などの一般廃棄物処理を取り巻く環境や人口減少などの情勢の変化に対応するため、同実施計画の改訂を行いました。

同実施計画については、平成 31 年 3 月の「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」の国の通知と広域化・集約化の方向は一致しています。令和 3 年 11 月に制定された愛知県ごみ処理広域化・集約化計画(2021 年度～2030 年度)の内容を踏まえながら、さらに検討を行っていきます。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和2年度における一般廃棄物（ごみ）の排出、処理状況は、図2-1のとおりです。



※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図2-1 一般廃棄物（ごみ）の処理状況フロー（全体）（令和2年度）

(2) 一般廃棄物（ごみ）の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指して、減量化、再生利用に関する目標量を表 2-1 のとおり定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとします。令和 10 年度の一般廃棄物の排出、処理状況については図 2-2 のとおり見込んでいます。

表 2-1 減量化・再生利用に関する現状と目標(全体)

		現 状(割合) ^{※1}	目 標(割合) ^{※1}
		(令和 2 年度)	(令和10年度)
排出量	事業系 総排出量 ①	13,536 トン	13,156 トン (-2.8%)
	1 事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.63 トン/事業所	1.58 トン/事業所 (-3.2%)
	生活系 総排出量 ②	49,544 トン	46,075 トン (-7.0%)
	1 人当たりの排出量 ^{※3}	165 kg/人	157 kg/人 (-4.7%)
	集団回収量 ③	2,288 トン	4,031 トン (76.2%)
	排出量合計 ①+②=④	63,080 トン	59,231 トン (-6.1%)
	総排出量合計 ③+④=⑤	65,368 トン	63,262 トン (-3.2%)
再生利用量	直接資源化量	2,882 トン (4.6%)	4,410 トン (7.4%)
	総資源化量	10,500 トン (16.6%)	15,207 トン (25.7%)
	総資源化量(集団回収量含む)	12,788 トン (19.6%)	19,238 トン (30.4%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	—	— MWh GJ
最終処分量	埋立最終処分量	6,351 トン (10.1%)	498 トン (0.8%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、その他は排出量(④)に対する割合

ただし、総資源化量(集団回収量含む)については総排出量合計(⑤)に対する割合

※2 (1 事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1 人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

※4 端数処理により割合が合わないことがある。

《用語の定義》

排出量 : 事業系、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位: トン]

再生利用量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位: トン]

エネルギー回収量 : エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MWh]及び熱利用量[単位: GJ]

最終処分量 : 埋立処分された量[単位: トン]

表 2-2 減量化・再生利用に関する現状と目標(犬山市)

		現 状(割合)	目 標(割合)
		(令和 2 年度)	(令和10年度)
排出量	事業系 総排出量 ①	5,139 トン	5,297 トン (3.1%)
	1 事業所当たりの排出量	1.98 トン/事業所	2.04 トン/事業所 (3.1%)
	生活系 総排出量 ②	15,969 トン	14,572 トン (-8.7%)
	1 人当たりの排出量	175 kg/人	164 kg/人 (-6.3%)
	集団回収量 ③	713 トン	1,132 トン (58.8%)
	排出量合計 ①+②=④	21,108 トン	19,869 トン (-5.9%)
	総排出量合計 ③+④=⑤	21,821 トン	21,001 トン (-3.8%)
再生利用量	直接資源化量	2,588 トン (12.3%)	2,448 トン (12.3%)
	総資源化量	3,561 トン (16.9%)	5,718 トン (28.8%)
	総資源化量(集団回収量含む)	4,274 トン (19.6%)	6,850 トン (32.6%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	—	— MWh GJ
最終処分量	埋立最終処分量	2,736 トン (13.0%)	0 トン (0.0%)

※ 端数処理により割合が合わないことがある。

表 2-3 減量化・再生利用に関する現状と目標(江南市)

		現 状(割合)	目 標(割合)
		(令和2年度)	(令和10年度)
排出量	事業系 総排出量 ①	4,661 トン	4,307 トン (-7.6%)
	1 事業所当たりの排出量	1.26 トン/事業所	1.16 トン/事業所 (-7.6%)
	生活系 総排出量 ②	20,879 トン	19,394 トン (-7.1%)
	1 人当たりの排出量	158 kg/人	153 kg/人 (-3.1%)
	集団回収量 ③	620 トン	1,404 トン (126.5%)
	排出量合計 ①+②=④	25,540 トン	23,701 トン (-7.2%)
	総排出量合計 ③+④=⑤	26,160 トン	25,105 トン (-4.0%)
再生利用量	直接資源化量	170 トン (0.7%)	1,347 トン (5.7%)
	総資源化量	4,188 トン (16.4%)	5,601 トン (23.6%)
	総資源化量(集団回収量含む)	4,808 トン (18.4%)	7,005 トン (27.9%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)	—	— MWh GJ
最終処分量	埋立最終処分量	2,187 トン (8.6%)	354 トン (1.5%)

※ 端数処理により割合が合わないことがある。

表 2-4 減量化・再生利用に関する現状と目標(大口町)

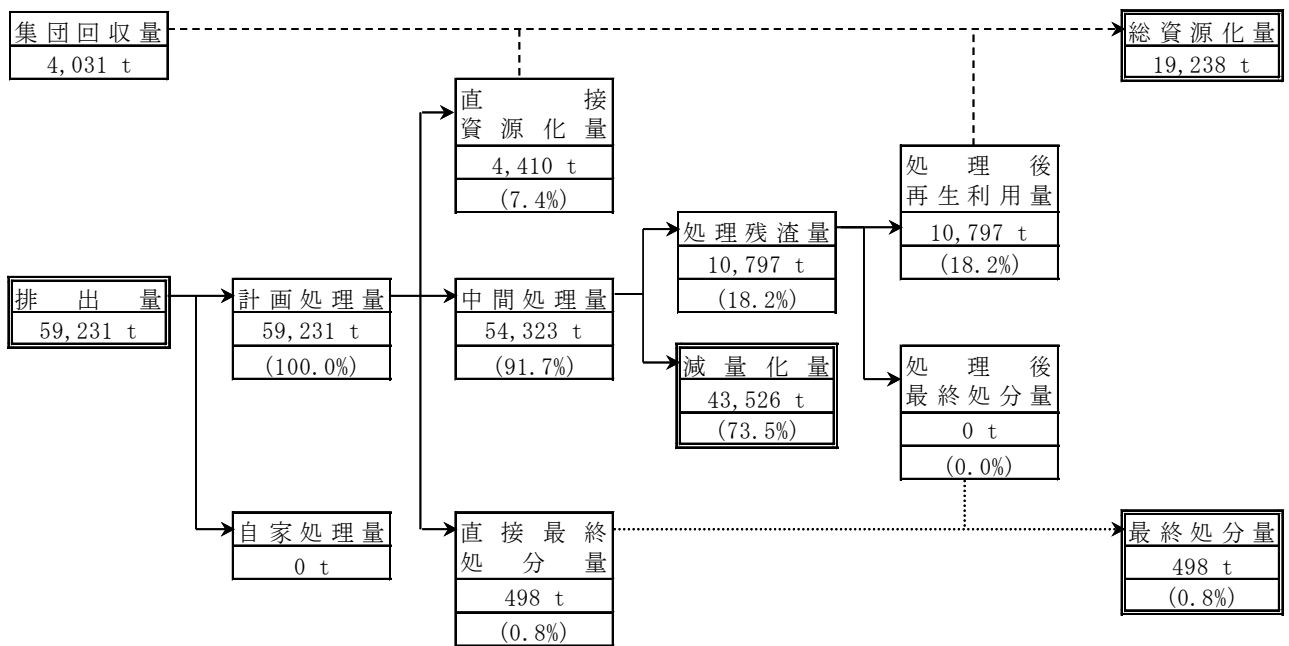
		現 状(割合)	目 標(割合)
		(令和2年度)	(令和10年度)
排出量	事業系 総排出量 ①	2,222 トン	2,100 トン (-5.5%)
	1 事業所当たりの排出量	2.41 トン/事業所	2.28 トン/事業所 (-5.5%)
	生活系 総排出量 ②	5,577 トン	5,491 トン (-1.5%)
	1 人当たりの排出量	157 kg/人	150 kg/人 (-4.6%)
	集団回収量 ③	707 トン	1,253 トン (77.2%)
	排出量合計 ①+②=④	7,799 トン	7,591 トン (-2.7%)
	総排出量合計 ③+④=⑤	8,506 トン	8,844 トン (4.0%)
再生利用量	直接資源化量	91 トン (1.2%)	550 トン (7.3%)
	総資源化量	1,369 トン (17.6%)	2,286 トン (30.1%)
	総資源化量(集団回収量含む)	2,076 トン (24.4%)	3,539 トン (40.0%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)	—	— MWh GJ
最終処分量	埋立最終処分量	677 トン (8.7%)	64 トン (0.8%)

※ 端数処理により割合が合わないことがある。

表 2-5 減量化・再生利用に関する現状と目標(扶桑町)

		現 状(割合)	目 標(割合)
		(令和2年度)	(令和10年度)
排出量	事業系 総排出量 ①	1,514 トン	1,451 トン (-4.1%)
	1 事業所当たりの排出量	1.37 トン/事業所	1.31 トン/事業所 (-4.1%)
	生活系 総排出量 ②	7,119 トン	6,618 トン (-7.0%)
	1 人当たりの排出量	167 kg/人	158 kg/人 (-5.1%)
	集団回収量 ③	248 トン	242 トン (-2.5%)
	排出量合計 ①+②=④	8,633 トン	8,070 トン (-6.5%)
	総排出量合計 ③+④=⑤	8,881 トン	8,312 トン (-6.4%)
再生利用量	直接資源化量	33 トン (0.4%)	65 トン (0.8%)
	総資源化量	1,382 トン (16.0%)	1,602 トン (19.8%)
	総資源化量(集団回収量含む)	1,630 トン (18.4%)	1,843 トン (22.2%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)	—	— MWh GJ
最終処分量	埋立最終処分量	751 トン (8.7%)	80 トン (1.0%)

※ 端数処理により割合・合計が合わないことがある。



※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図 2-2 目標達成時の一般廃棄物(ごみ)の処理状況フロー(全体) (令和 10 年度)

3 施策の内容

(1) 発生抑制・再使用の推進

減量目標を達成するために、以下に示す施策等を基に、実情に即した対応を図っていくものとします。

ア 処理手数料の適正化(有料化の検討)

・ごみ処理費用負担の適正化

現在、犬山市及び大口町では生活系可燃ごみ及び粗大ごみ、江南市及び扶桑町では粗大ごみについて処理手数料を徴収しています。また、直接搬入ごみについては、犬山市及び江南丹羽環境管理組合で処理手数料を徴収しています。

犬山市は、将来のごみ処理施設の広域化に合わせ、生活系ごみ有料化対象物について検討します。また、事業系ごみの分別の徹底や減量化を行うため、事業系ごみの処理手数料の見直しについても検討します。江南市は、事業系ごみ及び粗大ごみについて、大口町は、生活系ごみ、事業系ごみ及び粗大ごみについて、扶桑町は、事業系ごみについて、江南丹羽環境管理組合は、直接搬入ごみについて適正な処理手数料を検討します。

なお、江南市及び扶桑町では、生活系可燃ごみ処理手数料の導入について、今後のごみ排出状況に応じて対応を検討します。

イ 環境教育、環境学習の推進・啓発

住民・事業者に対して、ごみの減量化・再生利用・分別に関する啓発を行います。主な施策は以下のとおりです。

・出前講座等の実施

犬山市、江南市、大口町及び扶桑町は、職員が町内会などの地域へ出向き、出前講座等を実施していきます。

・小学生向けの副読本の作成

犬山市、大口町及び扶桑町は、環境学習教材を充実するため、小学生向けの副読本を作成していきます。

・環境施設見学会の実施

犬山市、江南市、大口町及び扶桑町は、ごみの減量やリサイクルの意識を高めるため、ごみ処理施設やリサイクル施設の見学会を実施していきます。また、尾張北部環境組合ではその受入れなどを実施していきます。

・住民及び事業者への情報提供

犬山市、江南市、大口町及び扶桑町は、住民及び事業者への広報・啓発活動として、広報、回覧板、ホームページ等による情報提供、資源やごみの分別・収集カレンダー等を作成し、配布していきます。

また、犬山市、江南市及び大口町では、外国人向けとして外国語版の資源やごみの分別・収集カレンダーを作成・配布していきます。

- ・環境イベント等の実施

犬山市及び江南市は、環境に関する啓発のため、「環境フェア」などのイベントを実施していきます。

扶桑町では、環境映画の上映会を実施していきます。

また、新施設の運営開始後には運営事業者とも連携したイベント等を検討します。

- ・小中学生に対する環境ポスター等の募集及び表彰

犬山市は、小中学生に対し、3 R、もしくは4 R推進のためのポスターを募集し、表彰を行っていきます。

また、扶桑町では地球環境保護、ごみ減量リサイクル等の環境保全意識高揚のためのポスターを募集し、表彰を行っていきます。

ウ 発生抑制

住民・事業者に対して、発生抑制に関する周知啓発を図ります。主な施策は以下に示すとおりです。

- ・生ごみの減量及びリサイクルの推進

犬山市、江南市、大口町及び扶桑町は、各家庭からの生ごみの発生を抑制するため、家庭用生ごみ処理機設置に対する補助を実施していきます。

- ・レジ袋削減への取り組み

犬山市、江南市、大口町及び扶桑町は、小売店等と連携し、マイバッグ持参の普及促進について取り組んでいきます。

- ・食品ロス削減の推進

犬山市、江南市及び大口町は、ごみを出さない買い物の仕方、調理方法をホームページ等で紹介し、食品ロス削減の推進を図っていきます。

また、犬山市、江南市、扶桑町ではフードドライブを実施し食品ロス削減の推進を図っていきます。

- ・事業者向けの啓発パンフレット等の作成

犬山市、江南市、大口町及び扶桑町では、事業系ごみの減量及びリサイクル推進のために、事業者向けの啓発パンフレットを作成していきます。

エ 再使用・資源化の取り組みの推進

・不用品利用の促進

犬山市、江南市及び扶桑町では、不用品交換情報等の広報、ホームページ、掲示板などへの掲載や、市民団体等へのフリーマーケットやバザーの開催支援を実施していきます。また、犬山市では、リサイクル家具や古着等の安価な譲渡を「わん丸リサイクル小屋」において行っており、不用品利用の促進を図っていきます。

・分別収集や集団回収の推進

犬山市、江南市、大口町及び扶桑町では、分別ルールの周知・徹底による分別収集の推進や資源回収団体による集団回収活動に対する奨励金（助成金）制度により、古紙等の資源回収を推進していきます。

犬山市、江南市、大口町及び扶桑町においては、常設の資源回収拠点を設け、資源の回収を推進していきます。

・処理施設における発生抑制・資源化の推進

江南丹羽環境管理組合では、事業系ごみ及び生活系ごみ、犬山市でも、事業系ごみ及び生活系ごみを対象に搬入検査を実施しています。尾張北部環境組合での新施設においても搬入検査を引き続き実施していきます。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については表 3-1～3-4 のとおりです。

犬山市、江南市、大口町及び扶桑町では、循環型社会の構築を目指し、プラスチック製容器包装、古紙、布類、びん類、金属類、ペットボトル等の分別収集を行うことで、ごみの減量化や資源化に取り組んできました。

今後も現在の処理体制を継続しつつ、新たなごみ処理施設の整備に併せて 2 市 2 町での広域処理を行うとともに、発生する焼却灰等については民間の資源化施設への委託により全量資源化する計画です。

表 3-1 構成市町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後(犬山市)

犬山市				
現 状 （R2年度）				
分別区分		処理方法	処理施設等	
			一次処理	二次処理
可燃ごみ		焼却	犬山市都市美化センター	犬山市八曽一般廃棄物最終処分場（埋立処分）
粗大ごみ		破碎選別	犬山市都市美化センター	〔可燃残渣〕焼却処理 犬山市都市美化センター 〔不燃残渣〕埋立処分 犬山市八曽一般廃棄物最終処分場 〔金属類〕リサイクル 民間委託
不燃ごみ				
資源物	紙類 ※ 1		リサイクル	民間委託
	布類			
	アルミ缶 スチール缶			
	空きびん			
	ペットボトル			
	プラスチック製 容器包装			
	剪定枝・草			
	危険ごみ			
有害ごみ				

犬山市				
今 後 (R10年度)				
分別区分		処理方法	処理施設等	
			一次処理	二次処理
可燃ごみ		焼却等	尾張北部環境組合	リサイクル
粗大ごみ		破碎選別	尾張北部環境組合	〔可燃残渣・不燃残渣〕 焼却等処理 尾張北部環境組合 〔鉄・アルミ〕 リサイクル
不燃ごみ				
資源物	紙類		リサイクル	民間委託
	布類			
	アルミ缶 スチール缶			
	空きびん			
	ペットボトル			
	プラスチック製 容器包装			
	剪定枝・草			
	危険ごみ			
有害ごみ				

※ 1 飲料用紙パックを含む

表 3-2 構成市町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後(江南市)

現 状 (R2年度)				今 後 (R10年度)																			
分別区分		処理方法	処理施設等		分別区分		処理方法	処理施設等															
			一次処理	二次処理				一次処理	二次処理														
可	燃	ご	み	焼	却	江南丹羽環境管理組合環境美化センター	江南丹羽環境管理組合最終処分場(埋立処分)	可	燃	ご	み	焼	却	等	尾張北部環境組合	リサイクル							
粗	大	ご	み	破	砕	江南丹羽環境管理組合環境美化センター	〔可燃残渣〕焼却処理 江南丹羽環境管理組合環境美化センター 〔不燃残渣〕埋立処分 江南丹羽環境管理組合最終処分場 〔金属類〕リサイクル 民間委託	粗	大	ご	み	破	砕	選	別	尾張北部環境組合	〔可燃残渣・不燃残渣〕 焼却等処理 尾張北部環境組合 〔鉄・アルミ〕 リサイクル						
中	型	ご	み					中	型	ご	み												
埋		立	ご	み	破	砕	江南市一般廃棄物最終処分場内不燃物破砕施設	江南市一般廃棄物最終処分場(埋立処分)	埋		立	ご	み	破	砕	江南市一般廃棄物最終処分場内不燃物破砕施設	江南市一般廃棄物最終処分場(埋立処分)						
資源ごみ	紙	類		リ	サ	イ	ク	ル	紙	類		リ	サ	イ	ク	ル	民間委託						
	布	類							布	類													
	空	き	缶						類	空	き							缶	類				
	鉄	類							鉄	類													
	空	き	び						ん	類	空							き	び	ん	類		
	ペ	ッ	ト						ボ	トル	ペ							ッ	ト	ボ	トル		
	プ	ラ	ス						チ	ック	製							プ	ラ	ス	チ	ック	製
	容	器	包						装	※1	容							器	包	装			
	プ	ラ	ス						チ	ック	類							江南丹羽環境管理組合環境美化センター(圧縮梱包)	民間委託				
	特	別	ご						み	民間委託													
廃	食	用	油																				
剪	定	枝	・	草																			

※1 発泡スチロール、トレイを含む

表 3-3 構成市町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後(大口町)

大口町				
現 状 （R2年度）				
分別区分		処理方法	処理施設等	
			一次処理	二次処理
可燃ごみ		焼却	江南丹羽環境管理組合環境美化センター	衣浦港3号地廃棄物最終処分場
粗大ごみ		破砕選別	江南丹羽環境管理組合環境美化センター	〔可燃残渣〕 江南丹羽環境管理組合環境美化センター 〔不燃残渣〕 衣浦港3号地廃棄物最終処分場 〔金属類〕 民間委託
中型ごみ				
埋立ごみ		埋立処分	民間委託	
資源ごみ	古紙類	リサイクル		
	布類			
	缶類			
	金属類			
	ビン類			
	ペットボトル類			
	容器包装プラスチック類※1			
	その他プラスチック類※2			
特別ごみ		江南丹羽環境管理組合環境美化センター		
廃食用油		民間委託		
剪定枝・草等				

大口町				
今 後 (R10年度)				
分別区分		処理方法	処理施設等	
			一次処理	二次処理
可燃ごみ		焼却等	尾張北部環境組合	リサイクル
粗大ごみ		破砕選別	尾張北部環境組合	〔可燃残渣・不燃残渣〕 焼却等処理 尾張北部環境組合 〔鉄・アルミ〕 リサイクル
中型ごみ				
埋立ごみ		埋立処分	民間委託	
資源ごみ	古紙類	リサイクル		
	布類			
	缶類			
	金属類			
	ビン類			
	ペットボトル類			
	容器包装プラスチック類			
	特別ごみ			
	廃食用油			
	剪定枝・草等			

※1 トレイ・発泡スチロール類を含む

※2 ビデオテープ・ライター類を含む

表 3-4 構成市町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後(扶桑町)

扶桑町							
現 状 （R2年度）							
分別区分		処理方法	処理施設等				
			一次処理	二次処理			
可燃ごみ		焼却	江南丹羽環境管理組合環境美化センター	江南丹羽環境管理組合最終処分場(埋立処分)			
小型ごみ		破砕選別	江南丹羽環境管理組合環境美化センター	〔可燃残渣〕焼却処理 江南丹羽環境管理組合環境美化センター			
粗大ごみ				〔不燃残渣〕埋立処分 江南丹羽環境管理組合最終処分場 〔金属類〕リサイクル 民間委託			
埋立ごみ		埋立処分	民間委託				
資源ごみ	紙類※1	リサイクル					
	布類						
	空き缶						
	鉄類※2						
	空きびん						
	P E T ボトル						
	プラスチック製容器包装※3						
	廃プラスチック※4						
	有害ごみ					江南丹羽環境管理組合環境美化センター(圧縮梱包)	民間委託
	廃食用油					民間委託	
剪定枝・草							

扶桑町				
今 後 (R10年度)				
分別区分		処理方法	処理施設等	
			一次処理	二次処理
可燃ごみ		焼却等	尾張北部環境組合	リサイクル
小型ごみ		破砕選別	尾張北部環境組合	〔可燃残渣・不燃残渣〕 焼却等処理 尾張北部環境組合 〔鉄・アルミ〕 リサイクル
粗大ごみ				
埋立ごみ		埋立処分	民間委託	
資源ごみ	紙類	リサイクル		
	布類			
	空き缶			
	鉄類			
	空きびん			
	PETボトル			
	プラスチック製容器包装			
	有害ごみ			
	廃食用油			
	剪定枝・草			

※1 牛乳パック・紙容器を含む ※2 刃物類を含む ※3 白色トレイ、発泡スチロールを含む ※4 テープ類(カセット・ビデオ)、ライター類を含む

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみの処理については、各事業者自身が適正に処理するよう指導するとともに、多量排出事業者に対し、事業系ごみの再利用及び減量計画書の提出を求めるなどしています。今後も継続して、さらなる適正処理、減量化の推進を図ります。

ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、一般廃棄物処理施設であわせて処理している産業廃棄物はなく、今後もその計画はありません。

(3) 処理施設の整備

廃棄物処理施設

(2)の処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行います。

表4 整備する処理施設

事業 番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)
1	廃棄物処理施設 尾張北部環境組合 粗大ごみ処理施設	尾張北部地域（第1小ブロック） マテリアルリサイクル推進施設 整備事業	処理施設 14 t / 5 h ストックヤード 1,700 m ²	江南市中般若 町北浦地内	R5～R9
2	廃棄物処理施設 尾張北部環境組合 ごみ処理施設	尾張北部地域（第1小ブロック） エネルギー回収型廃棄物処理施設 整備事業	194 t / 日	江南市中般若 町北浦地内	R5～R9

(整備理由)

事業番号1：既存施設の老朽化及び広域化によるごみ処理行政の効率化、並びに不燃ごみ、粗大ごみの破碎・選別及び資源化の促進

事業番号2：既存施設の老朽化及び広域化によるごみ処理行政の効率化、並びにエネルギーの高効率回収・有効利用の促進

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表5のとおり計画支援事業を行います。

表5 実施する計画支援事業

事業 番号	事業名	事業内容	事業期間
1, 2	尾張北部地域（第1小ブロック）マテリアルリサイクル推進施設整備（事業番号1）及びエネルギー回収型廃棄物処理施設整備（事業番号2）に係る発注支援等事業	発注仕様書作成等	R4
	尾張北部地域（第1小ブロック）マテリアルリサイクル推進施設整備（事業番号1）及びエネルギー回収型廃棄物処理施設整備（事業番号2）に係る土対法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染状況調査事業	地歴調査等	R5
2	尾張北部地域（第1小ブロック）エネルギー回収型廃棄物処理施設整備（事業番号2）に係る解体基本計画等策定事業	解体基本計画等策定	R7～R9

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していきます。

ア 不法投棄対策

不法投棄防止巡回パトロールの実施や、ごみの散乱防止や適正な処理について住民及び事業者への啓発に努めるとともに、地域住民と連携を図り不法投棄の監視体制の強化に努めます。

イ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害時に発生する廃棄物の処理や、災害などにより一時的にごみ処理等が不可能となった場合に備えて、愛知県内の市町村及び一部事務組合において「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」を締結し、災害時の廃棄物処理業務について相互応援体制をとっています。

また、大規模な地震や水害等の災害時に大量に発生すると想定される災害廃棄物について、犬山市、江南市、大口町及び扶桑町は、策定した災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ適正に処理できる体制の整備を図っていきます。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

犬山市、江南市、大口町、扶桑町、江南丹羽環境管理組合及び尾張北部環境組合は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、愛知県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行います。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとします。